

社会福祉法人ももぞの学園役員等報酬および費用弁償規程

(主 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ももぞの学園定款第8条および第21条、社会福祉法人ももぞの学園評議員選任・解任委員会運営要綱第5条の規定に基づき、役員および評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」といい、職員を除く。）の報酬および費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等が、社会福祉法人ももぞの学園（以下「法人」という。）の運営にかかる業務に従事した場合は、別表に掲げる報酬を支給する。ただし、法人の理事会及び評議員会、評議員選任・解任委員会（以下「役員会等」という。）、研修会、類似団体等における会合等への出席並びに各種行事等への参加については、これを支給しないものとする。

- 2 報酬は、原則として毎月25日（25日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、役員会等に出席し、又はその他法人の運営にかかる業務に参加した場合は、別表に掲げる費用弁償をする。ただし、類似団体等における会合等への出席であって法人以外から費用支弁されるとき及び各種行事等への参加については、これを支給しないものとする。

- 2 費用弁償は、原則としてその都度行なうものとする。
- 3 支給対象となる業務が岡山市以外の遠隔地で実施される場合であって、別表に掲げる費用弁償では不合理と認められたときは、社会福祉法人ももぞの学園旅費規程に準じて支給することができるものとする。

(付 則)

- 1 この規程は、平成23年6月1日に制定する。
- 2 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

別 表

(単位 円)

区 分		支 給 額	備 考
報 酬	理 事 長 (月額)	60,000	不支給 役員会等、研修会、類似団体等の会合等への出席、各種行事等への参加
費用弁償	片道30キロ未 満	5,000	不支給 他から費用弁償される類似団体等の 会合等への出席、各種行事等への参加
	片道30キロ以 上	10,000	
	研修会等の参 加費等	実 費	研修会等において参加費、資料代等の負担を要 するとき